

用 語 集

この計画で使用する用語等の意味と正式名称は、つぎのとおりです。

1 地域等の標記

番号	用語等	定 義	備 考
1	市 町 村	鳥取県に属する全市町村	
2	鳥取県東部地区	鳥取市、岩美郡、八頭郡	
3	鳥取県中部地区	倉吉市、東伯郡	
4	鳥取県西部地区	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	
5	要避難地域	住民の避難が必要な地域	法第52条
6	避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)	法第52条
7	受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域	法第58条
8	被災市町村	武力攻撃災害が発生した市町村(武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。)	法第119条(「被災地」、「被災地域」、「被災地市町村」は使用しない)

2 機関名等の標記

番号	用語等	定 義	備 考
1	県	鳥取県	
2	公安委員会	鳥取県公安委員会	
3	警察本部	鳥取県警察本部	
4	消防局	鳥取県内広域行政管理組合・広域連合消防局	
5	国本部	武力攻撃事態等対策本部、緊急処理事態対策本部	
6	県本部	鳥取県国民保護対策本部、鳥取県緊急処理事態対策本部	
7	市町村本部	市町村国民保護対策本部、市町村緊急処理事態対策本部	
8	国対策本部	武力攻撃事態等対策本部	事態対処法第10条
9	対策本部	鳥取県国民保護対策本部	法第27条
10	市町村対策本部	市町村国民保護対策本部	法第27条
11	県緊急本部	鳥取県緊急処理事態対策本部	法183条
12	市町村緊急本部	市町村緊急処理事態対策本部	法183条
13	国現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部	法第24条
14	県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織	法第28条
15	受入本部	避難先で避難する主体	
16	国本部長	武力攻撃事態等対策本部長	
17	国対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長	事態対処法第11条
18	県対策本部長	鳥取県国民保護対策本部長	法第28条
19	市町村対策本部長	市町村国民保護対策本部長	法第28条
20	指定行政機関	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
21	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
22	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
23	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの	法第2条
24	8 普 連	陸上自衛隊第8普通科連隊	
25	舞鶴総監部	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
26	3 輸 送	航空自衛隊第3輸送航空隊	
27	日赤県支部	日本赤十字社鳥取県支部	
28	N T T 西 日 本	西日本電信電話株式会社	
29	N T T コミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
30	N T T ト コモ 中 国	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	
31	県トラック協会	社団法人鳥取県トラック協会	
32	県医師会	社団法人鳥取県医師会	

番号	用語等	定 義	備 考
33	県 歯 科 医 師 会	社団法人鳥取県歯科医師会	
34	県 薬 剤 師 会	社団法人鳥取県薬剤師会	
35	県 獣 医 師 会	財団法人鳥取県獣医師会	
36	エ フ エ ム 山 陰	株式会社エフエム山陰	
37	日 本 海 テ レ ビ	日本海テレビジョン放送株式会社	
38	山 陰 放 送	株式会社山陰放送	
39	山 陰 中 央 テ レ ビ	山陰中央テレビジョン放送株式会社	
40	県 バ ス 協 会	社団法人鳥取県バス協会	
41	県 L P ガ ス 協 会	社団法人鳥取県エルピーガス協会	
42	県 看 護 協 会	社団法人鳥取県看護協会	
43	全 農 県 本 部	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	
44	県 石 油 商 業 組 合	鳥取県石油商業組合	
45	県 建 設 業 協 会	社団法人鳥取県建設業協会	
46	県 建 築 士 会	社団法人鳥取県建築士会	
47	県 警 備 業 協 会	社団法人鳥取県警備業協会	

3 法令・条例名等の標記

番号	用語等	定 義	備 考
1	事 態 対 処 法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)	法第1条に同じ
2	法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)、「国民保護法」は使用しない	(必要な場合「国民保護法」)
3	令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年9月15日政令第275号)	
4	国 際 人 道 法	第1ジュネーブ条約、第2ジュネーブ条約、第3ジュネーブ条約、第4ジュネーブ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称	
5	災 対 法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	
6	警 職 法	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)	

4 特定の用語に含まれる範囲、意味

番号	用語等	定 義	備 考
1	知 事	鳥取県知事	
2	ゲ リ ラ	不正規軍の要員	
3	特 殊 部 隊	正規軍の要員	
4	N B C R 兵 器	核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)、放射能(Radiation)兵器	
5	対 処 基 本 方 針	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針	事態対処法第9条
6	緊 急 対 処 事 態 対 処 方 針	緊急対処事態に関する対処方針	事態対処法第25条
7	基 本 指 針	国民の保護に関する基本指針	法第32条
8	国 民 保 護 計 画	鳥取県の国民の保護に関する計画	法第34条
9	市 町 村 国 民 保 護 計 画	市町村の国民の保護に関する計画	法第35条
10	国 民 保 護 業 務 計 画	国民の保護に関する業務計画	法第36条
11	武 力 攻 撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法第2条
12	武 力 攻 撃 事 態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法第2条
13	武 力 攻 撃 予 測 事 態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	
14	緊 急 対 処 事 態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第25条
15	災 害	武力攻撃災害、緊急対処事態における災害	風水害、地震等は「自然災害」
16	応 急 復 旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させる。	法139条
17	武 力 攻 撃 災 害 復 旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいい、本格的な工事を行って機能を現状に回復させる。	法141条

番号	用語等	定 義	備 考
18	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第2条
19	緊急処理事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第183条
20	対 処 措 置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する①武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置、または、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置	事態対処法第2条
21	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22第1号に掲げる措置(同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)	法第2条では「国民の保護のための措置」
22	緊急対処保護措置	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置(緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置	法第172条
23	武力攻撃災害 対 処 措 置	武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置	法第97条では「武力攻撃災害への対処に関する措置」
24	情 報 要 求	この時点で必要とされる情報	
25	避 難 住 民	避難の指示を受けて避難した者及び自主的に避難した者	「避難民」、「避難者」は使用しない
26	被 災 者	武力攻撃災害による被災者	法第74条。「被災住民」は使用しない
27	避 難 住 民 等	避難住民及び被災者	
28	集 合 施 設	要避難地域から、一時的に避難・集合する場所	
29	避 難 施 設	住民の避難及び避難住民等の救援のように供する施設として、知事があらかじめ指定した施設	法第148条
30	避 難 所	避難先地域において、避難住民等を収容する施設	
31	収 容 施 設	避難所、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、知事等が提供する施設	法第75条
32	義 援 金 品	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭又は物品	
33	自 主 防 災 組 織	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項の自主防災組織	法第4条に同じ
34	放 送 事 業 者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第3号の2の放送事業者その他の放送(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。)の事業を行う者	法第7条に同じ
35	CATV 事 業 者	有線テレビジョン放送法(昭和47年7月1日法律第114号)第2条第4項。有線テレビジョン放送の業務を行う者。	
36	出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等	自衛隊法第76条第1項、第78条第1項若しくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第77条の4第1項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等	
37	緊 急 物 資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第79条。「避難物資」、「防災物資」は使用しない
38	救 援 物 資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資。)	法第81条では「物資」
39	特 定 物 資	救援物資であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法第81条
40	医 薬 品	薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項の医薬品	法第92条
41	医 療 機 器	薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第4項の医療機器	法第92条
42	緊 急 通 報	武力攻撃災害緊急通報	法99条
43	生活関連等施設	①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設、で政令で定めるもの	法102条
44	危 険 物 質 等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの	法103条

番号	用語等	定 義	備 考
45	武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法105条
46	応 急 対 策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策	法105条
47	核 燃 料 物 質	原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号の核燃料物質	法106条
48	避 難 経 路	避難道路、鉄道等	「避難路、避難路線」は使用しない
49	防 災 機 関	本計画の業務大綱に網羅されている、市町村、県各部局、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊をいう。	
50	関 係 機 関	地方公共団体の区域において国民の保護のための措置を実施する主体(県の知事その他の執行機関、市町村の長その他の執行機関、指定(地方)公共機関)	
51	警 察 官 等	警察官、海上保安官及び自衛官	
52	災 害 時 要 援 護 者	高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等	災害時要援護者の避難支援ガイドライン(内閣府作成)